

令和2年度施政方針について

このことについて、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

令和2年度施政方針

武蔵村山市長

藤野 勝

本日ここに、令和2年第1回市議会定例会が開会され、市の行財政運営の要となります多くの議案を御審議いただくに当たり、令和2年度の市政に対する所信を申し述べ、市議会をはじめ市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和2年度は、市制施行50周年を迎える記念すべき年であり、この一年を市制施行50周年記念事業の事業年度と位置付け、各種記念事業を行うとともに、11月3日には、市制施行50周年記念式典を挙行いたします。

令和という新しい時代にふさわしい視点と先見性をもって、諸問題に積極的に取り組み、「心から住んでよかったと思えるまちづくり」を市民とともに進めてまいる所存であります。

はじめに、令和2年1月公表の月例経済報告を参考として、経済情勢について申し上げます。

我が国の景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復しているとされております。また、先行きにつきましては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地

域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があるとされております。

東京都におきましては、令和2年度予算を、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を確実に成功させ、東京が世界で輝き続ける未来を創る予算」と位置付け、東京が成長を生み続ける成熟都市として進化を図るための取組を積極果敢に推進することとしております。

本市におきましては、国や東京都の予算の動向などに十分留意するとともに、財政の健全性を堅持しつつ、安全・安心な社会基盤の構築や少子高齢社会への的確な対応を図るため、施策の必要性、有効性などの検証による見直し・再構築や廃止を含めた施策の選択が不可欠となっております。

そこで、今後とも多摩都市モノレール延伸を見据えた都市基盤整備や社会経済情勢の変化を的確に捉え、行政改革を更に推進し、自立的な財政基盤の確立を図り、心から住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、「人と人との絆を大切にした信頼の市政の推進」に取り組んでまいります。

新年度の行政運営に当たりましては、「第四次長期総合計画後期基本計画」

や、これに基づき策定いたしました「②実施計画」を基本として、本市のあるべき将来都市像の実現に向けた、中長期的な展望に立ったまちづくりを進めてまいります。

また、行政改革につきましては、「第六次行政改革大綱」に基づき、市民に高品質な行政サービスを提供する体制を構築するとともに、安定した行財政基盤を構築することにより、強固な行財政基盤と市民との協働・共創に基づく市政運営の実現を目指してまいります。

次に、財政運営につきましては、老朽化した公共施設の改修など、多額の財源を必要とする事業が予定されているほか、介護や高齢者医療、障害者自立支援などに係る経費が今後とも増大する見込みであり、引き続き厳しい財政状況にあります。

こうした中、令和2年度の予算編成に当たりましては、歳入面では市税などの自主財源の積極的な確保に努めるとともに、歳出面では市民の期待に応える施策を推進するため、これまで以上に創意工夫を凝らし、職員の意識改革を促すとともに、経費の節減、費用対効果の検証、行政評価の施策への反映により、市民の視点に立った効果的かつ効率的なサービスを提供することに努めてまいります。

令和2年度の予算規模は、一般会計予算で約292億円、対前年度比5.

0パーセントの増、また、特別会計を加えた予算総額では約463億円、対前年度比2.4パーセントの増となっております。

今後とも、「生活者の立場に立って考え、生活者の視点による開かれた市政運営」に努めるとともに、市役所の改革を進め、市長自らが先頭に立って市民との協働のまちづくりを推進してまいります。

次に、市政の最重要施策について申し上げます。

はじめに、多摩都市モノレールの市内延伸及び新青梅街道の拡幅整備についてであります。

多摩都市モノレールの市内延伸につきましては、令和2年度の東京都予算案において、箱根ヶ崎方面の「多摩都市モノレールの整備」として新規に1億円が計上されました。

知事からは「箱根ヶ崎延伸の事業化に向け一歩踏み出す」との発言があり、東京都が基本設計等の具体的な検討に着手することなどから、7万2千市民の長年の悲願であるモノレール延伸の実現に向けた大きな前進だと捉えております。

これまで「モノレールを呼ぼう！市民の会」と連携して、延伸の実現に向けた様々な活動を行ってまいりました。また、私自身もこうした取組や熱意を直接知事にお伝えするべく、様々な機会を捉えて要望を重ねてまいりました。今回の都の予算案は、市民の皆様の熱い思いがまさに成果として結実したものであり、大変嬉しく感じております。

今回大きな進展があったわけではありますが、今後、まずは基本設計等の検討を着実に進めていただき、早期に事業化されることを強く期待しております。

本市におきましては、新年度には、「多摩都市モノレール基金」に2億円を積み立てることにより、積立額は目標の10億円に達する見込みであります。

また、募金や関連物品の販売促進を実施するなど、引き続き機運の醸成を図ってまいります。

さらに、関係市町や東京都とも連携しながら、将来の需要創出にもつながる沿線のまちづくりにしっかりと取り組んでまいります。

多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備事業につきましては、東京都により全ての区間で事業認可が取得され、用地取得が進められるなど、着実に進行しております。本市といたしましても、拡幅整備事業の一日も早い完了に向け、引き続き東京都に対し、積極的に働き掛けを行っていくとともに、拡幅事業の進捗に合わせて、沿道地区の用途地域等の変更や地区計画の決定を行ってまいります。

次に、横田基地の軍民共同使用についてであります。

横田基地の軍民共同使用につきましては、多摩都市モノレールの市内延伸の促進と基地周辺地域の活性化に寄与するものと考えております。

そこで、本市といたしましては、今後とも、国や東京都などの動向を的確に把握し、騒音などの周辺環境への配慮を行うことを前提として、横田基地

の軍民共同使用の促進に向けて機動的な対応を図ってまいります。

それでは、新年度における施策につきまして、「第四次長期総合計画後期基本計画」の五つの柱に沿って順次申し上げます。

第1は、「市民が自ら考え行動するまちづくり」であります。

はじめに、コミュニティについてであります。

まず、地域コミュニティについてであります。

「地域みんなでまちづくり会議」につきましては、本年度、若手職員を地域担当職員として派遣し、多世代にわたって交流を図ったところでありますが、引き続き地域の方との交流を深め、地域の活性化を図ってまいります。

また、自治会活動の支援につきましては、引き続き自治会への加入促進に向けた各種事業の充実を図るとともに、自治会連合会が行う「自治会活性化事業」への支援も行ってまいります。

続きまして、交流についてであります。

姉妹都市提携30周年を迎える長野県栄村との交流につきましては、様々な分野で相互交流を重ねてまいりましたが、引き続き、駅伝大会に選手団を派遣するとともに、栄村プチ物産展の開催、市内のアンテナショップの支援

や村山デエダラまつりでの物産販売など、様々な分野で相互交流を図ってまいります。

国際交流につきましては、生きた英語に親しむことを目的とした、「横田基地高校生英語ツアー」を引き続き開催するとともに、多文化共生に関する講座の開催など、国際交流・国際理解の推進に努めてまいります。

また、本市が東京2020大会におけるホストタウンとして登録されているモンゴル国との交流につきましては、昨年7月に、本市の中学生がモンゴル国を訪問し、親交を深めたところでありますが、新年度には、東京2020大会に、モンゴル国の子どもたちを招待し、本市の子どもたちと交流を図ってまいります。

さらに、市制施行50周年記念式典において、国際姉妹都市協定を締結するため、引き続き、モンゴル国ウランバートル市ハンオール区と協議を進めてまいります。

次に、パートナーシップについてであります。

まず、情報共有についてであります。

情報発信力を強化し、本市の魅力を効率的・効果的に発信していくため、引き続きSNSを活用した、各種情報の周知を図ってまいります。

また、新年度には、市制施行50周年を迎えるに当たり、市勢要覧や市報特集号を発行することで、本市の魅力を強く発信してまいります。

市民と市長のタウンミーティングにつきましては、幅広い世代の市民が参加できるよう工夫を加え、引き続き開催してまいります。

続きまして、市民参加と協働についてであります。

市民の主体的な意欲を地域課題の解決にいかし、協働により地域を支え合う仕組みづくりを促進する協働事業提案制度につきましては、引き続きボランティア・市民活動センター「ほほえみ」と連携しながら、市民活動団体からの提案に基づく事業を実施するほか、新たな協働事業の公募などを行ってまいります。

地域連携の推進につきましては、国立音楽大学との連携により、市の魅力PRソングを制作したところであり、引き続き連携を推進してまいります。

また、昨年10月には、立川青年会議所と「地域へのSDGsの推進に関する協定」を締結したところであり、今後とも、持続可能な地域づくりのために連携を図ってまいります。

第2は、「安心していきいきと暮らせるまちづくり」であります。

はじめに、安全・安心についてであります。

まず、防災対策についてであります。

近年、各地で頻発している台風被害等への対策を強化するとともに、令和元年に修正された東京都地域防災計画との整合を図るため、新年度には、「地域防災計画」の見直しを行ってまいります。

また、「避難行動要支援者避難行動支援プラン」に基づき、対象者の個別計画書の作成を進めてきたところではありますが、対象者の状況に応じて個別計画書を随時更新し、災害時における支援体制を整備してまいります。

さらに、新年度には、風水害に対する避難や対策に関する最新の情報を提供できるよう、洪水・土砂災害ハザードマップを更新してまいります。

また、倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去及び建て替え費用の一部を引き続き助成するなど、市民の生命を守る取組を推進してまいります。

防災まちづくりの推進につきましては、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「(仮称)防災食育センター」の整備に向け、関係機関との協議を進めてまいります。

また、大規模災害等による停電発生時にも、避難所を円滑に運営するため、引き続き、「非常用可搬型外部給電器」を各避難所へ計画的に配備してまいります。

さらに、近年増加する局地的大雨への対策として、可搬ポンプや止水板等の雨水対策機材の充実を図るとともに、引き続き雨水排水施設の整備を推進してまいります。

また、宅地内からの雨水の流出を抑制するため、住宅所有者などが敷地内に雨水浸透施設や雨水貯留槽を設置する際の費用の一部を引き続き補助するなど、大雨発生時の被害の軽減を図ってまいります。

続きまして、消防体制についてであります。

災害時における消防水利を確保するため、新年度には、大南地域に防火水槽を設置してまいります。

また、地域防災の中核を担う消防団の活動を支援するため、新年度には、消防団員が災害時にも円滑に活動できるよう、消防団員用の食料を各分団車庫に備蓄するとともに、現在の無線機では使用が困難な地域でも使用可能なI P無線機を導入してまいります。

さらに、道路交通法の改正により、消防車両を運転できない普通免許を所持する消防団員を対象に、準中型・中型免許の取得費用の補助を行ってまい

ります。

続きまして、交通安全についてであります。

交通安全対策の総合的な推進を図るため、「第七次交通安全計画」に基づき、各種施策を推進しているところでありますが、令和2年度をもって計画期間が満了することから、新年度には、新たな計画を策定してまいります。

通学路の安全確保につきましては、引き続き通学路合同点検を実施するとともに、指摘箇所の改善を進めていくことにより、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

また、新年度には、市内街路灯のLED化を進めてまいります。

続きまして、防犯対策についてであります。

新年度には、市内でも発生している、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の防止対策として、自動通話録音機を貸与してまいります。

次に、健康・医療についてであります。

まず、健康づくりについてであります。

市民の健康づくりの総合的な推進を図るため、「第二次健康増進計画・食育

推進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

また、引き続き歯周疾患検診を医療機関での個別受診として実施し、歯周病の早期発見、重症化の予防に努めてまいります。

続きまして、スポーツ・レクリエーションについてであります。

来る7月13日には、第一小学校をスタートし、ひまわりガーデン武蔵村山をゴールとする「東京2020オリンピック聖火リレー」が市内で実施されます。

また、その後の東京2020パラリンピック競技大会では、聖火の火を採る「採火」を市内で実施し、東京都に届ける「集火」に参加してまいります。

市民の皆様と一緒に東京2020大会に向けた機運醸成を図ってまいります。

さらに、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、にぎわいと活力あるまちづくりを進めるため、「スポーツ都市宣言」にふさわしい施策を実施するとともに、新年度には、元オリンピックを招き、市民参加型の講演会や講習会を開催してまいります。

スポーツ・レクリエーション施設の整備につきましては、新年度には、総合体育館第一体育室の屋根改修を行うとともに、室内の照明をLED化してまいります。

また、「スポーツ少年団」につきましては、本年度、新たに2団体の登録を行い、合計3団体となったところでありますが、引き続き、活動の普及促進に向けて運営体制の支援を行ってまいります。

さらに、総合型地域スポーツクラブ「よってかっしえクラブ」につきましては、引き続きその運営に対して補助金を交付するとともに、会員数の増加に向けた支援を行ってまいります。

続きまして、医療・救急についてであります。

休日診療・休日準夜診療や休日歯科診療につきましては、休日・夜間における急患に対応するため、引き続き実施してまいります。

国立感染症研究所村山庁舎BSL4施設につきましては、本年度、特定一種病原体が輸入、所持されたところでありますが、引き続き、説明会や施設見学会の継続的な実施などを求めてまいります。

また、「施設運営連絡協議会」に市職員を派遣し、安全対策等を確認するとともに、市外適地への移転について、要望を行ってまいります。

さらに、国立感染症研究所の機能強化や移転などを検討する組織に市職員を参画させてまいります。

続きまして、社会保障制度についてであります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、毎年度、一般会計からの多額の繰入金により収支の均衡を保っている状況にあり、今後も、一層厳しい事業運営が予想されます。

「国保財政健全化計画」に基づき、計画的な繰入金の削減をすべく、国民健康保険運営協議会の答申を尊重した国民健康保険税率の改定を行うなど、引き続き健全な事業運営に取り組んでまいります。

また、引き続き40歳以上の被保険者を対象に人間ドックや脳ドックの費用の一部を助成してまいります。

「国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画・第二期データヘルス計画」の中間評価を行い、事業の見直しを図るとともに、生活習慣病等の重症化予防対策を進め、引き続きジェネリック医薬品の利用促進に向けた周知を行うなど、医療費の適正化に努めてまいります。

また、新年度には、診療報酬明細書（レセプト）の内容点検において、効率化や点検精度の向上を図るため、RPAやAIを活用した自動点検を実施してまいります。

さらに、主に長期の喫煙が原因となる肺の炎症性疾患である「慢性閉塞性肺疾患」については、認知度の低さから医療機関を受診しないまま重症化する危険性が高いことから、新年度には、その早期発見啓発事業の実施に取り組み、更なる医療費の適正化を図ってまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、国民健康保険の保健事業と同様に、人間ドックなどの費用の一部を引き続き助成してまいります。

また、高齢者が健康を維持できるよう、東京都後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、対応を図ってまいります。

次に、福祉についてであります。

まず、高齢者福祉についてであります。

本市の高齢化率は、本年1月現在26.2%となっており、年々その割合が増加し、特に緑が丘地区では、52.4%になるなど、高齢化が著しい状況となっております。

このように高齢化が進行する中において、高齢者の自立を支援し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「第四次高齢者福祉計画・第七期介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの強化に向けた各種施策を推進しているところでありますが、令和2年度に計画期間が満了することから、新年度には、新たな計画を策定してまいります。

また、介護保険料につきましては、本年度、保険料軽減の対象者や軽減幅の拡大を行ったところでありますが、新年度には、更なる拡充を行ってまいります。

介護予防・認知症対策につきましては、地域のサロンを運営する団体に対し、引き続き地域介護予防活動支援補助金を交付し、支援してまいります。

また、「認知症初期集中支援チーム」による個別訪問を行うことで、認知症の方やその疑いのある方、その家族に対しての支援を行うとともに、「認知症サポーターステップアップ講座」により、認知症予防の普及啓発や認知症の方の支援に向け地域で活躍する人材を育成してまいります。

さらに、新年度には、介護職員初任者研修の受講者負担を無償化し、介護人材の育成・確保に努めてまいります。

続きまして、障害者福祉についてであります。

障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら、地域で共に暮らせるまちづくりを推進するため、「第四次障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」に基づき、各種施策を推進しているところでありますが、計画期間が令和2年度をもって満了することから、新年度には、新たな計画を策定してまいります。

のぞみ福祉園につきましては、屋上防水や外装などの改修工事を、新年度に、改めて行ってまいります。

また、新年度には、大規模災害等が発生した場合に、自ら支援を求めることが難しい障害児や障害者が、障害のあることや、支援して欲しい内容を支

援者に知らせることができる「ヘルプバンドナ」を作成し、配布してまいります。

続きまして、子ども・子育て支援についてであります。

本年1月に公表されました、平成30年の本市の合計特殊出生率は、「1.55」であり、都内の区市で最も高い数値となっております。今後とも、安心して子どもを産み育てることができるよう、各種子育て施策を推進してまいります。

子育て支援体制につきましては、その強化を図り、子育て施策を総合的に推進するため、新年度には、「子ども家庭部」を設置するとともに、「第二期子ども・子育て支援事業計画」に基づき各種施策を実施してまいります。

待機児童の解消に向けた取組につきましては、新年度には、民間保育所の移転・新築に対する補助金を交付することにより、特に、低年齢児の定員枠の拡大を図り、更なる保育の充実に努めてまいります。

子育て家庭の支援につきましては、乳幼児とその保護者が気軽に集い交流を図る場を提供する「子どもカフェ運営事業」を実施するとともに、地域の子どもへの食事や交流の場を提供する「子ども食堂」の活動を支援してまいります。

また、児童館の午前中を活用した「児童館親子ひろば事業」も引き続き実

施してまいります。

「病児保育事業」につきましては、引き続き、小学校3年生までを対象に実施してまいります。

また、日曜日や祝日における保育ニーズに対応するため、認可保育所1か所において、「休日保育事業」の実施に向けて準備を進めてまいります。

さらに、認証保育所等の認可外保育施設を利用する保護者の負担を軽減するため、本年度、多子世帯への補助など、内容を充実したところでありますが、引き続き保育料の一部を補助してまいります。

子育て支援に関する情報提供体制につきましては、「保育コンシェルジュ」を子ども青少年課窓口に配置し、子育て家庭の個別ニーズに応じた保育サービスなどに関する情報の集約・提供、相談対応、利用の支援・援助を引き続き行ってまいります。

保育所などの運営支援につきましては、子どもたち一人一人の成長・発達にきめ細やかに対応するため、専門家による幼稚園や保育所の巡回指導・相談事業を引き続き実施してまいります。

また、保育内容の充実、児童や職員の処遇向上等を図るため、新年度には、民間保育所等運営補助金の職員処遇費加算等について、単価の見直しを行うほか、保育士などが働きやすい環境を整備するため、引き続き民間保育所が常勤の保育士を採用するための費用や保育従事職員の宿舍の借上げに要した

費用の一部を補助することにより、保育士の確保の支援に努めてまいります。

さらに、認証保育所などの運営につきましては、引き続き支援を実施してまいります。

児童の健全育成につきましては、「放課後子供教室」を引き続き市内小学校7校で実施するとともに、他の小学校での開設に向けて取り組んでまいります。

また、新年度には、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」と子ども家庭支援センターを一体的に運営する「子ども家庭総合支援拠点」として、「子ども・子育て支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を充実してまいります。

「出産・子育て応援事業」につきましては、引き続き、保健師との面接による支援計画の作成や育児パッケージの贈呈を行ってまいります。

3歳児健康診査の視力検査につきましては、新年度には、弱視等を早期に発見するため、視能訓練士などによる検査体制の充実を図ってまいります。

続きまして、生活支援についてであります。

市民が抱える複合的な課題に対して、円滑な対応を図るための相談窓口である「市民なやみごと相談窓口」において、「家計相談支援事業」や「就労準備支援事業」を引き続き実施し、自ら金銭管理をするための支援や一般就労

に従事する準備段階の支援を行ってまいります。

また、新年度には、生活保護受給者の医療データを分析し、的確な健康管理の支援を行うことにより、医療扶助の適正化を図ってまいります。

本年度策定予定であった「(仮称)子どもの未来応援プラン」につきましては、昨年11月に国の大綱が改定されたことから、この大綱との整合を図るため、策定懇談会等において更に検討を行うこととし、本年6月を目途に策定し、子どもの貧困対策を推進してまいります。

また、児童虐待防止につきましては、新年度には、男女共同参画センター「ゆーあい」と共同で啓発に取り組むとともに、「子ども・子育て支援センター」の相談窓口の周知を図ってまいります。

続きまして、地域福祉についてであります。

「第四次地域福祉計画」に基づき、だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまちを実現するための施策を推進しているところでありますが、計画期間が令和2年度をもって満了することから、新年度には、新たな計画を策定してまいります。

高齢者や障害者の権利擁護につきましては、引き続き福祉サービスの利用に関する相談や日常的な金銭管理、成年後見制度の利用支援や専門相談など、日常生活における必要な支援を行ってまいります。

次に、暮らしについてであります。

まず、消費生活についてであります。

市民の暮らしを支える消費生活につきましては、「消費生活センター」において、引き続き消費生活相談を実施してまいります。

また、様々な年齢層を対象とした消費者講座を引き続き開催するなど、誰もが安全で豊かな生活が送れるよう、消費者行政の充実に取り組んでまいります。

続きまして、雇用についてであります。

雇用情勢につきましては、国の経済対策などの効果により、有効求人倍率は高水準にありますが、安定した雇用を確保するためには、求職活動への支援が必要となっております。一方、中小企業では、人手不足による人材確保が課題となっていることから、引き続きハローワーク立川などの関係機関と連携し、市民の雇用就業機会の確保と中小企業の人材確保に努めてまいります。

第3は、「誰もが自分らしく成長できるまちづくり」であります。

はじめに、人権についてであります。

人権擁護委員や関係機関と連携した啓発活動や人権相談を引き続き実施してまいります。

平和意識の醸成につきましては、「平和首長会議」の趣旨を尊重するとともに、「非核平和都市宣言」の理念に基づき、引き続き平和の尊さを伝える取組を推進してまいります。

続きまして、男女共同参画についてであります。

誰もが自分らしくイキイキと暮らせる社会を目指し、「第四次男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の構築を推進するため、引き続き男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点として、相談事業を行うなど、各種施策を展開してまいります。

次に、教育についてであります。

教育につきましては、「総合教育会議」を開催し、教育委員会との情報共有、連携強化を図ってまいります。

また、市の教育等に関する総合的な指針である「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の基本理念の下、「第二次教育振興基本計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

さらに、全ての児童・生徒が安心して学習活動などに取り組むことができるよう、「いじめ防止対策推進条例」により、その対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

続きまして、学校教育についてであります。

本市の学校教育は、義務教育9年間を見通した教育活動を推進しており、中学校区ごとに9年間で育みたい資質・能力を設定するとともに、「小中一貫教育の日」を設け、研究会等を開催することにより、その具体化を図るなど、引き続き小中一貫教育の充実を図ってまいります。

障害のある児童・生徒の教育につきましては、「第四次特別支援教育推進計画」に基づき、各種施策を展開しているところでありますが、令和2年度をもって計画期間が満了することから、新年度には、新たな計画を策定してまいります。

また、本年度、中学校2校で特別支援教室の開設に向けた整備をしており、新年度には、全校で特別支援教室を設置して、特別な支援が必要な児童・生徒一人一人の教育的ニーズに合った適切な支援を推進してまいります。

児童・生徒の学力向上への取組につきましては、地域住民などの協力により基礎学力の向上や学習習慣の定着に向けた支援として「地域未来塾事業」を、小・中学校8校で実施しておりますが、新年度には、残る6校についても実施に向けて取り組んでまいります。

また、体育のプール授業につきましては、新年度には、市内小・中学校3校で、民間プールの活用について検証するため、試行利用を行ってまいります。

中学校の部活動への支援につきましては、引き続き、顧問教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置し、部活動の活性化を図ってまいります。

教育施設の整備につきましては、校舎や屋内運動場の老朽化した窓枠について、改修工事を行うとともに、転落防止用の手すりを設置してまいります。

また、新年度には、特別教室の冷房化を2校で実施するとともに、屋内運動場についても11校へスポット型空調機を設置することにより、全校への設置が完了いたします。

さらに、新年度には、児童・生徒用の災害用備蓄物資の入替えを行ってまいります。

続きまして、生涯学習についてであります。

市民の主体的な学習活動を支援し、市民一人一人の生活の充実や向上を図るため、「第四次生涯学習推進計画」に基づき、各種施策を推進しているところではありますが、令和2年度をもって計画期間が満了することから、新年度には、新たな計画を策定してまいります。

また、図書館システムにつきましては、新年度には、利便性の向上に向け、改修を実施してまいります。

生涯学習施設の整備につきましては、新年度には、市民会館のワイヤレスマイクシステムの改修に向けて、実施設計を行ってまいります。

また、中久保図書館の駐車場の雨水対策工事を行ってまいります。

さらに、中藤地区学習等供用施設の外壁改修や屋上防水改修工事に向けて実施設計を行うとともに、大南地区学習等供用施設の給水設備等を改修してまいります。

続きまして、青少年健全育成についてであります。

青少年の非行を防止し、健全な育成に資する取組を推進するため、「青少年健全育成基本方針」に基づき、各種施策を推進してまいります。

第4は、「快適で暮らしやすいまちづくり」であります。

はじめに、都市基盤についてであります。

まず、地域交通についてであります。

市内公共交通の要である「MMシャトル」につきましては、本年度、ICカード利用者を対象としたバス利用特典サービスを導入したところであります。

また、「むらタク」につきましては、本年1月に、どなたでも利用登録者と同乗できる「同乗者利用」の試行を開始したところでありますが、新年度には、より一層の利便性と効率性の向上に向けて、「MMシャトル」のルートやダイヤ等を含めた地域公共交通の見直しについて検討を進めてまいります。

続きまして、道路についてであります。

都市の骨格を形成する主要道路や身近な生活道路につきましては、新年度も引き続き計画的な整備を進めてまいります。

幹線道路である立川都市計画道路3・4・39号線の拡幅整備事業につきましては、本年度、用地測量や関係機関との協議を行ったところでありますが、新年度には、事業認可を取得し、用地取得に向けた取組を推進してまい

ります。

また、主要市道第12号線につきましては、拡幅整備に向け、引き続き道路用地を取得してまいります。

「榎地区まちづくり事業」につきましては、交通ネットワークの充実を図り、秩序ある市街地を形成するため、引き続き整備計画について検討を行ってまいります。

続きまして、公園・緑地についてであります。

都市公園につきましては、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園の適切な維持管理を図るため、引き続き計画的な更新を行ってまいります。

また、新年度には、雷塚公園に雨水貯留浸透施設を設置してまいります。

さらに、老朽化している野山公園の擁壁の改修工事を行うとともに、野山北公園内の木道橋について、架け替えを行ってまいります。

続きまして、住宅・宅地についてであります。

「第三次住宅マスタープラン」に基づき、目指すべき将来像に向けた各種施策を推進してまいります。

続きまして、下水道についてであります。

老朽化が進む下水道施設について、その機能を維持していくため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、新年度には、点検調査に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、公営企業会計への移行に伴い、下水道使用料の適正化等、更なる市民サービスの向上に向けて取り組んでまいります。

続きまして、都市づくりについてであります。

「都市核地区土地区画整理事業」につきましては、引き続き新青梅街道の拡幅用地の確保や保留地の販売などに取り組むとともに、地権者の理解と協力を得ながら、一層の事業促進を図ってまいります。

「都営村山団地後期計画事業」につきましては、建替事業の円滑な推進に向け、引き続き東京都と協議を行ってまいります。

次に、環境についてであります。

まず、廃棄物処理とリサイクルについてであります。

ごみ処理に関する基本計画である「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

生ごみの減量化につきましては、生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」によ

るモニター事業を引き続き実施してまいります。

また、食品ロス対策として、本年度、毎月第3週目を、未利用食品を収集する「フードドライブウィーク」としたところではありますが、食品廃棄物の削減に向けて、引き続き「食品ロス削減月間」などを活用し、普及啓発に努めてまいります。

家庭ごみの有料化や戸別収集方式の導入につきましては、本年度に策定する基本方針を踏まえ、新年度には、具体的な実施方法についての計画の策定に向けて検討を進めてまいります。

3市共同資源化事業の推進につきましては、引き続き、「小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設」における容器包装プラスチックやペットボトルの安定的な処理を行ってまいります。

また、新年度に稼働する、「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設」では、不燃・粗大ごみの更なる資源化を図るとともに、「(仮称)新ごみ焼却施設」の整備について、引き続き推進してまいります。

続きまして、地球温暖化対策についてであります。

「第三次地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務や事業に関する温室効果ガス排出量の削減を推進してまいります。

また、新年度には、市役所駐車場と市民総合センター駐車場に電気自動車

用普通充電器設備を設置してまいります。

続きまして、公害対策・環境美化についてであります。

市民・事業者・行政の協働の下、豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐため、「第二次環境基本計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

生物多様性の保全につきましては、外来種による被害を防止するため、引き続きアライグマやハクビシンの防除を充実してまいります。

第5は、「地域の資源を生かした特色あるまちづくり」であります。

はじめに、産業についてであります。

まず、農業についてであります。

新たな都市農業の方向性を踏まえ、本市の都市農業の更なる振興を図るため、「第三次農業振興計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

農地の保全につきましては、引き続き「都市農地保全支援プロジェクト事業」を活用し、地域や環境に配慮した生産基盤などを整備してまいります。

農業者の支援につきましては、引き続き援農ボランティアの育成・活用を図るほか、農業団体が行う農業まつりなどの各種事業への支援を通して、市民の農業への理解促進に努めてまいります。

また、認定農業者の経営力を強化するための施設整備について、東京都の動向を踏まえて、支援を行ってまいります。

続きまして、商・工業についてであります。

地域経済の活性化や、商・工業の振興の計画的な推進を図るため、新年度には、「(仮称) 産業振興ビジョン」の策定に向けて、意識調査を実施してまいります。

市内での新たな産業の創出につきましては、「創業支援事業計画」に基づき、創業希望者などに対して創業塾や創業セミナー等を開催するなど、引き続き商工会や民間事業者と連携した支援を行ってまいります。

また、市内事業者の経営安定化に向けた支援として、事業資金の融資あっせんや商店街振興を目的とした商店会のイベント事業などへの補助を引き続き行ってまいります。

市内工業地域への企業の誘致を推進する「企業誘致促進事業」につきましては、引き続き制度の積極的な周知を行い、市内工業地域への企業の誘致を推進してまいります。

また、引き続き「多摩地域ものづくり人材確保支援協議会」に参加し、ものづくり企業の人材確保などを支援してまいります。

「安心安全・エコ住宅等改修助成事業」につきましては、引き続き市内事業者を活用した住宅改修などに係る費用の一部を補助することにより、地域経済の活性化に努めてまいります。

続きまして、観光についてであります。

観光PRを推進するため、引き続き観光大使である「薬丸 裕英 氏」に御協力いただき、市内外に本市の魅力を広くPRしていただきます。

また、新年度には、「(仮称) 武蔵村山市観光協会」を開設し、個性豊かで

魅力的な観光事業を実施してまいります。

さらに、狭山丘陵の豊かな自然環境を観光資源として活用するため、引き続き周辺6市町などと連携し、「観光連携推進プラン」に基づき、広域的な観光施策を推進してまいります。

「村山温泉かたくりの湯」につきましては、引き続き、運動プログラムの実施やレストランメニューの充実などにより、魅力のある施設運営を行ってまいります。

「ひまわりガーデン武蔵村山」につきましては、引き続き観光名所としての魅力を高めるとともに、清瀬市と締結した「ひまわりフレンドシップ協定」に基づく連携を推進してまいります。

「村山デエダラまつり」につきましては、引き続き活力にあふれたにぎわいのあるまつりとする 것을目指し、市民との協働により開催するとともに、「観光納涼花火大会」などにつきましても、魅力を市内外に発信するイベントとして、引き続き開催の支援を行ってまいります。

次に、景観についてであります。

市民の貴重な財産である狭山丘陵につきましては、まちづくり条例に基づく「狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」の運用や東京都による中藤公園整

備事業により、景観の保全に努めてまいります。

親水緑地広場の整備につきましては、空堀川河川拡幅工事に合わせた整備を、引き続き東京都に対し要請してまいります。

次に、文化についてであります。

文化財の活用につきましては、新年度には、歴史民俗資料館分館をはじめ、東京陸軍少年飛行兵学校跡地など、南部エリアの戦争遺跡や文化財を紹介する歴史散策コースについて、案内標柱の設置を行うとともに、コースガイドを作成し、本市への来訪者の増加を図ってまいります。

以上、「第四次長期総合計画後期基本計画」に基づく五つの柱に沿って、具体的な施策を申し述べてまいりましたが、これらを実現させるための推進体制について申し上げます。

はじめに、行政運営についてであります。

計画行政の推進につきましては、「第四次長期総合計画後期基本計画」や「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、各種個別計画などに基づき、施策、事業を計画的、効率的に執行するとともに、主要事業や行政改革推進事務事業につきましては、適正な進行管理を実施してまいります。

「第四次長期総合計画」の計画期間が、令和2年度をもって満了することから、引き続き、審議会や庁内策定委員会で審議を進め、新年度には、新たな計画を策定してまいります。

また、本市が取り組むべき行政改革の基本理念や基本方針を定め、中長期的な行財政運営の在り方を示す「第六次行政改革大綱」の計画期間が、令和2年度をもって満了することから、新年度には、新たな大綱を策定してまいります。

さらに、「第四次情報化基本計画」に基づき、ICTを活用した便利で快適な行政サービスの提供に取り組んでいるところでありますが、計画期間が令

和2年度をもって満了することから、新年度には、新たな計画を策定してまいります。

また、市民の期待に応えうる効率的・効果的な行政運営を推進するため、新年度には、行政改革と情報システム部門を統合する「行政経営課」を設置し、行政改革とICT施策を総合的に推進するなど、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題に円滑に対応するための組織改正を行ってまいります。

各部の重点的な取組内容などを盛り込んだ「部長マニフェスト」につきましては、新年度も引き続き公表し、事務事業の内容や目標、成果などを市民にわかりやすく説明してまいります。

人事管理の適正化につきましては、職員の持てる能力を最大限に発揮できる環境の整備と職務への意欲向上のため、職員の業績や職務への取組などを評価する人事考課制度について、引き続き制度の充実に努めてまいります。

また、職員定数につきましては、「第六次定員適正化計画」に基づき、適正な管理に努めているところでありますが、令和2年度をもって計画期間が満了することから、新年度には、新たな計画を策定してまいります。

さらに、公務の能率的かつ適正な運用を推進するために創設される会計年度任用職員制度により、行政需要の多様化に対応してまいります。

職員の資質向上につきましては、「人材育成基本方針」に基づき、組織の力を高めることを目的に、職員一人一人の可能性を引き出す取組を推進してま

います。

長期的な視点から公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に推進するため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、庁舎の在り方などについて、引き続き検討を進めるとともに、新年度には、各施設の維持管理や大規模改修などの実施方針を示した「施設保全計画」を策定してまいります。

社会保障・税番号制度（通称：マイナンバー制度）につきましては、引き続き市民の利便性の向上や行政の効率化を図るとともに、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、内部監査を実施してまいります。

次に、財政運営についてであります。

限りある財源を有効に活用するため、事業の執行に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう創意工夫を行うとともに、政策的経費にかかわらず、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、計画的かつ効率的な財政運営を推進するとともに、自主財源の確保を図ってまいります。

次に、広域行政についてであります。

近隣自治体との連携につきましては、「広域連携サミット」を構成する9市

による連携について、引き続き検討を進めてまいります。

以上、令和2年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考え方と施策の一端を申し上げたところでありますが、もとより市政は市民の皆様の信頼の上に成り立っているものであります。

今後とも、「人と人との「絆」、そして信頼の市政へ」を基本とし、常に公平・公正を心がけ、生活重視のまちづくりを進めていくため、全力を傾注してまいり所存であります。

結びに当たり、市議会をはじめ市民の皆様に対しまして、御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、令和2年度の施政方針といたします。